

地方都市の中学生の子を持つひとり親家庭 における福祉課題

—ひとり親の母子家庭における 親子関係を規定する要因分析結果より

山 西 裕 美
伊 藤 良 高
出 川 聖 尚 子

要 旨

近年の子どもの貧困問題への関心の高まりとともに、ひとり親家庭にも関心が高まってきている。日本においても政府により相対的貧困率が公表されるようになり、日本のひとり親家庭の貧困率がかなり高いことも明らかとなった。さらに、地方都市に暮らすひとり親の母子家庭の抱える問題は、地域経済格差や教育格差の問題、母子福祉施策の方向性と現実の労働市場との齟齬の問題、子どもの監護をめぐる法的課題などが積み重なり起こっていることである。これらは母子家庭の個人的課題としてではなく、社会的課題として受け止められるべきである。結果的に母子家庭にもたらされる相対的貧困問題は、母子家庭で育つ子どもに対しゆとりのある親子関係の形成や、子どもの教育機会を妨げ、社会的排除をもたらす可能性を持つものである。

熊本学園大学は、2007年に熊本市と「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」協定書を取り交わしている。本研究はこの協定に基づき、子どもの将来の帰属階層分化の分岐点にあるともいえる高校進学を控えた中学生の子を持つ市内のひとり親家庭の母親対象に2010年実施したアンケート調査結果を基に分析考察を行ったものである。

子どもが親から享受できるべき福利として親との交流やケアを被説明変数として規定要因について重回帰分析を行った結果、経済的・時間的余裕は母親と子どもとの関係を高める効果が見られた。また、母親自身が子どもとの関係や子育てにポジティブであることもプラスの効果があった。しかしその一方で、母親の最終学歴が子どもとの関係を規定しており、階層の再生産もうかがえる結果が示された。

ひとり親家庭への支援施策では、就労による自立支援のみならず、親子がゆとりをもって生活ができる労働環境の整備と、親に対して子どもとの関わりや教育への関心を高めると同時に、子どもが将来に希望が持てるよう、教育支援など子どもに対する直接的な支援施策の展開が期待される。

1. はじめに

本稿は地方都市に暮らすひとり親家庭で中学生の子を持つ母子家庭についての研究である^{注1)}。近年の子どもの貧困問題への関心の高まりとともに、ひとり親家庭にも関心が高まってきている。2000年代半ばの OECD 加盟国データの比較により、日本の子どもの相対的貧困率とひとり親家庭の貧困率が高いことが明らかになった。他の OECD 加盟国に比べ、特に日本の場合は、ひとり親家庭の親が就労していても、非就労の場合と貧困率がほとんど変わらず、親の就労が貧困解決の手段にならないことが判明した^{注2)}。

さらに、地方都市では、未婚の子どもを持つ母子世帯の割合が全国平均よりも高い一方で、地域経済格差の問題やひとり親家庭への偏見など地域でも社会的排除の構造がある^{注3)}。地域経済における産業基盤の脆弱性とリーマンショック以降の更なる景気の低迷により、経済的不安定なひとり親の母子家庭は影響を受けやすい。さらに、子どもの進学においても地方は不利な状況にある^{注4)}。

子どもの進学に対し、親の学歴や収入上の不利が子どもの進路や就職に影響を及ぼすという社会階層の再生産が懸念されている。家族の所得格差を背景に、やる気と学力と将来への希望の二極化による「希望格差社会」が問題視されている¹⁾。ひとり親の母子家庭においても、子どもへの養育態度や進学への意識が、親の学歴によって異なることも明らかになった²⁾。

これまで一般にひとり親家庭に対する生活や子育て支援とは、保育園への優先的入園や家庭支援専門員の派遣など主に乳幼児の子どもを持つ母親が対象であった。しかし、格差社会の進行する現在、本稿の研究対象である中学生の子どもを持つ母親という子どもが高校進学を控えた時点は、子どもの将来の帰属階層分化の分岐点にあるともいえる年代であり、乳幼児を対象とした子育て支援とは異なる社会的支援が必要と考えられる。

しかし、現在、日本のひとり親に対する施策、特に母子家庭等に対する福祉施策は転換期を迎えている。2002（平成14）年3月に『母子家庭等自立支援対策大綱』が発表され、これまでの児童扶養手当などの経済的給付を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へと転換が図られている。1980年代からの世界的な経済・雇用状況の悪化を背景に進められている雇用と福祉の再調整、ワークフェア（welfare-to-work）施策が日本でも本格的に導入されることとなった。このワークフェアの主導国ともいえるアメリカでは1996（平成8）年の福祉改革により、母子家庭に対してそれまでの要扶養児童家族扶助（AFDC：Aid to Families with Dependent Children）から、貧困家族一時扶助（TANF：Temporary assistance for Needy Families）へと、給付型の AFDC から、強い労働力化を義務付ける TANF へと変更された。

日本の戦後の母子家庭施策では、当初より経済的自立への努力が目的とされ、母親たちの労働へのインセンティブも高く、就労率は戦後から一貫して8割を超えている。むしろ、OECD 加盟国の統計結果より明らかになったのは、他の加盟国では就労により貧困率が大幅に減少するのに対し、日本は就労してもほとんど相対的貧困率の値が下がらないことにある。すなわち、日本の母子家庭の場合、就労による貧困防止効果が認められないことこそが問題である。

さらに、ひとり親の母子家庭の子どもの養育責任は本来母親にのみ求められるわけではない。1960年代までは父親が親権者になることが多かったが、現在では母親が子どもの親権者になる割合は8割を超えている。民法818条では、親権者は子どもの身上監護権があると同時に義務を負うが、877条では直系血族には扶養義務が課されており、親権者にならなかった父親にも同様に子どもに対して扶養義務が課されている。しかし、実際に継続して養育費を受けている母子世帯は少なく、母親は子育てが不利に扱われる労働市場で働くことによって子どもの養育責任を実質一人で負っている^{注5)}。

地方都市に暮らすひとり親の母子家庭の抱える問題は、当事者の自己責任の問題ではなく、地域経済格差や教育格差の問題、母子福祉施策の方向と労働市場の齟齬の問題、子どもの監護をめぐる法的課題などが積み重なり起こっていることである。これらは母子家庭の個人的課題ではなく社会的課題として受け止められるべきであり、結果的に母子家庭にもたらされる相対的貧困問題は、母子家庭で育つ子どもに対しゆとりのある親子関係の形成や、子どもへの教育機会を妨げ、結果的には社会的排除をもたらす可能性を持つものである。

母子家庭に対する社会的包摂は、現在は母親の就労施策に重点が置かれ、子どもに対する支援体制が欠如している³⁾。これまで、母子家庭などのひとり親家庭は「見えない」貧困として扱われてきた⁴⁾。そのため不利な条件下にあるひとり親家庭での子どもの養育については、両親そろった家庭での子育てを普遍化することによって、親の私事として家族の中に閉じ込められてしまうことになってしまっている。しかし、子どもの養育には、両親以外にも多様な社会的資源の活用によってなされうるものである⁵⁾。

熊本学園大学は平成19年4月に熊本市とひとり親家庭等の支援に関する連携協力に関する協定書を締結し、「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」において、過去5年間に渡り、学生による中学生までの子を持つひとり親家庭の児童に対し訪問援助を行っている。この熊本市との連携による地域でのひとり親家庭支援の実践を踏まえ、市内のひとり親の母子家庭に生じる様々な生活課題や子育てに関する問題について明らかにするため、筆者らは2010年度より本学附属社会福祉研究所から助成を受け、熊本市の協力を得て、市内在住のひとり親家庭のうち、中学生の子を持つ母子家庭を対象にアンケート調査及びインタビュー調査による3年間の共同研究を行っている。本研究は、社会経済的に厳しい状況の中で、ひとり親家庭における子どもと親の家庭生活や将来の子どもの福利が侵害されないよう、ひとり親家庭における現状と課題について、特に私事として看過されてきた子どもと親との関係を中心に調査研究を行うことを目的で行っている。

これまでひとり親の母子家庭についての研究は、施策関連など社会政策分野や、自治体やNPO等による調査や実践報告、現状と課題についての理論的分析などが多く、地方都市におけるオリジナルデータによる計量的分析による研究は殆ど見られない^{注6)}。本稿では、ひとり親の母子家庭における子育てに焦点を当て、母子家庭における子どもとの関係を規定する要因について分析し、ひとり親家庭の母親と子どもとの関係に及ぼす影響から、ひとり親の母子家庭における課題と必要な対策について考察する。

そのため、第2節では現在の日本のひとり親の母子家庭における問題の所在について、ワーク

フェア施策実施上の問題と子どもの福利の視点の2点から捉える。そして第3節から第5節では、ひとり親の母子家庭をめぐる矛盾や問題点が実際にひとり親の母子家庭の子育てにとってどのような影響を及ぼしているのかについてアンケート調査データの量的分析から検討する。最後の第6節では、それまでの分析結果をまとめることにより本稿の目的であるひとり親家庭の母親に対する支援のあり方についてまとめていきたい。

2. 日本のひとり親家庭施策における問題の所在

1) ワークフェア施策実施上の問題

厚生労働省による「平成23年度 全国母子世帯等調査結果」(平成23年11月1日現在)によると、母子家庭の就業率は80.6%であった。これは、その前に行われた平成18(2006)年度調査結果の就業率84.5%に比べると約4%下がっている。従業上の地位別では、平成18年度調査では、「正規の職員・従業員」42.5%、「臨時・パート」43.6%であったが、平成23年度調査では、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」47.4%と、正規雇用が減った分、非正規雇用が増えている。2つの調査期間に2008年夏のリーマンショックが挟まっており、日本の完全失業率は2006年には4.1%であったのに対しリーマンショック後5%を超えることもあったが、2011年には4.6%へと下がってきている。母子家庭の母親の就業率や正規雇用率の低下は、このような日本全体の不景気が反映していると考えられるが、低下率はそれよりも大きい。

日本の母子家庭への最初の福祉施策は、貧困による母子心中の増加といった社会を背景に1937(昭和12)年に「母子保護法」が成立した。これは戦時総力体制下において、第二の国民(子ども)を健全育成するという国策と、母子保護連盟など婦人団体の動きが合ったという社会背景による⁶⁾。この母子保護法は、戦後に生活保護法が成立することにより廃止になっている。

戦後は、生活保護の他にも、「母子福祉資金貸付等にかんする法律」や、この貸付法の廃止と「母子福祉法」の成立、そして1981(昭和56)年には「母子及び寡婦福祉法」へと受け継がれた。日本の母子福祉施策は、戦前の「母子一体の原則」の下では第二の国民(子ども)を養育する母を保護するという政策理念として、そして戦後には主に戦争未亡人をはじめとする死別の母親たちの救済としての母子福祉施策が展開された。しかし、その後は生別母子世帯が増加し、1978(昭和53)年からは生別の母子世帯数が死別の母子世帯数を逆転し、現在では9割以上の母子世帯が生別となっている⁷⁾。

戦後の母子福祉施策は当初より、母親たちの経済的自立を目的として展開され、母親たちの労働インセンティブも高い⁸⁾。しかし、その後の離婚件数の増加に伴う児童扶養手当受給者数の増加を背景に、日本で取られた母子家庭に対する施策は、雇用と福祉の再調整を進めるアメリカ型ワークフェア施策へと大きく施策転換することとなる。

アメリカでは1996(平成8)年の福祉改革において、ひとり親、特に母子家庭に対して給付型の要扶養児童家族扶助(AFDC: Aid to Families with Dependent Children)から2年間の受給期間中に就

労を促す貧困家族一時扶助（TANF：Temporary assistance for Needy Families）へと切り替えられた。このアメリカで採られた公的扶助給付型施策から強い労働力化を促すワークフェア（welfare to work）と呼ばれる施策への転換は、日本の母子福祉施策では2002（平成14）年3月に発表された「母子家庭等自立支援対策大綱」より本格的に導入されることとなった。

この母子家庭等自立支援対策大綱により、同年「母子及び寡婦福祉法」と「児童扶養手当法」が改正され、児童扶養手当の減額や職業による生活の安定の努力が規定される内容になった。また、「母子及び寡婦福祉法」の改正では、国の母子家庭への支援措置に関する基本方針とこの基本方針に則った都道府県の母子家庭等の自立促進計画の策定が義務付けられ、現在は就労支援を中心に様々な支援が取り組まれている。

しかし、前述のように、母子家庭等自立支援対策大綱策定後の全国母子世帯等の調査結果を見ても、母子世帯の母親の就労率や正規での雇用率はむしろ下がっている。OECD データでも明らかのように、就労により大きく貧困率が下がるアメリカと異なり、日本は就労していても貧困率があまり下がらず、母子家庭の場合、就労は貧困解消としての効果がうかがえない。自立促進というワークフェアがもともと効力を持つ条件は、就労可能であり、労働時間の増加を可能にするような仕事労働市場にあることである。

日本の場合、母親たちの就労率は戦後一貫して8割以上を維持してきている。むしろ母子家庭の母親の場合、就労率の高さと労働時間の長さ比べ、勤労収入が低い²⁾。ひとり親家庭の母親の場合、「労働」と「貧困」が並立していることこそが問題である⁷⁾。しかし日本では、もともと、ひとり親家庭の母親は制度上子どものケア選択の余地が与えられてこなかった⁸⁾。母子家庭の母親たちは、子育てがあるため就労困難となり、就職できても子どもより仕事を優先せざるをえない。母子家庭の母親には家事や子育てに加え、生活費も担う結果になっている⁹⁾。

なぜ、ひとり親家庭の母親は子育てに稼得にと全てを担うことになるのだろうか。E.アンデルセンの福祉国家のレジームでは、日本は、家族が福祉の供給源となる「家族主義」（familialism）に位置づけられている⁹⁾。しかも、日本の場合、家族による福祉の供給は、性別役割分業が前提となった標準的核家族モデルが前提である¹⁰⁾。さらに、オイルショック以降の経済の低迷と高齢社会を迎え、1979（昭和54）年には当時の政府による「家庭基盤の充実に関する対策要綱」が発表され、「日本型福祉社会」構想に従って、子どもや高齢者のケアなどは家族に委ねられた。一方で家庭の主婦に有利な税制改革が行われながらも、それ以降、家庭外福祉が貧弱な福祉国家体制のもと、家庭内の福祉に対しては自助努力と相互扶助による家庭の責任と負担が求められるようになった。

その結果、ひとり親家庭の母親には、家事や子どものケアに加え、男性の役割である就労による稼得も負うこととなり、全ての負担を母親が担う結果となっている。ひとり親家庭に関わる社会政策は、福祉国家におけるジェンダーと社会権についてのリトマステストと呼ばれている¹¹⁾。永田は、ルイスとホブソンが提示したひとり親に対する社会政策モデルである「ケア提供モデル」と「労働者モデル」にポジティブとネガティブのパターンを組み入れたケア・レジームの理念型を修正したモデルを作成している（表1.）¹²⁾。

表1. ケア・レジームの理念型 (永田 祐, 2003)

ケア提供モデルの特徴	労働者モデルの特徴
結婚している女性の経済的な依存が高い。 「男性稼ぎ手モデル」のイデオロギーが強固。 女性の労働市場への参加が低位。 母親はフルタイムでケアに従事する。 主な収入源は社会移転 (social transfers)。	結婚している女性の経済的な依存が低い。 「男性稼ぎ手モデル」のイデオロギーが弱い。 労働市場への女性の参加が高い。 母親はフルタイム労働者である。 主な収入源は賃金。
ケア提供モデル (ネガティブ) の特徴	労働者モデル (ネガティブ) の特徴
上記と同じであるが、社会的移転が低位。すなわち、「家族化」が徹底していない (貧困率が高い)。	上記と同じであるが、賃金が低位 (貧困率が高い) であつたり、ひとり親にのみ労働者モデルが適用されており、「脱家族化」が徹底していない。

ワークフェア施策が前提としている労働者モデルであれば、子育てや介護などのケアは家族ではなく、社会が担う社会化が進むことにより「脱家族化」が徹底され、既婚女性の労働市場への参加率も高くフルタイムで働く。一方で、日本の場合、有配偶女性は夫に経済的に依存しフルタイムでケアに従事する「ケア提供モデル」に位置づけられる。そのため、ひとり親の母親のみ「労働者モデル」が適用されながらも、家庭でのケアも母親に期待される「脱家族化」が不徹底な状況下での「労働者モデル」となり、これを「労働者モデル (ネガティブ)」に分類する。

日本のひとり親家庭の母親に対する現行のワークフェア施策の課題は、経済情勢の問題だけでなく、またもとより就労によって自立することに施策上の問題があるということでない。現状の日本の家族政策下では、ひとり親家庭の母親に対して「労働者モデル (ネガティブ)」の特徴下でワークフェアが行われていることが問題の所在といえるだろう。

日本のひとり親の母子家庭は社会政策の中で極めて歪 (いびつ) な構造の中に置かれている。しかも、この社会政策の矛盾が突き付けられているという厳しい状況下での生活にも関わらず、社会から不可視な問題として置かれたひとり親の母子家庭の子育てでは、何よりも直接不利を被るのは子どもである。貧困の連鎖の問題など子どもに与える影響も懸念される。

次節では、ひとり親家庭の母親の自立保障施策の一方で、子どもへの直接的な福利の視点が欠如することによる問題について、今回分析を行うアンケート調査データの過去の分析結果から、貧困の連鎖の問題と子どもの養育上の問題について焦点を当てる²⁾。さらに、子どもへの直接的支援の可能性として、本学の取り組みを一つの例として紹介する。

2) 子どもの福利の視点

① 貧困の連鎖の問題

ひとり親の母子家庭の子どもが置かれている不利な状況の一つに貧困の連鎖の問題がある。その中の一つに親の子どもに対する教育アスピレーションの問題がある。我々が熊本学園大学附属社会福祉研究所の助成を受け2010年度に行ったアンケート調査は中学生の子を持つ母親を対象とし

た¹⁰⁾¹³⁾。日本社会では学歴が就職の際に有利に働きやすく、社会階層研究では学歴も帰属階層を構成する要因の一つとなる。中学生という時点は、子どもがこれまでの小中学校における義務教育から、受験を通して高校へ進学するという、将来の所属階層の分岐点にあるといえる。

そのため、子どもに望む進学レベルは母親の子どもに対する教育アスピレーションを問うことであり、そのことは子どもの将来の帰属階層に影響を与えられ考えられる。そこで、母親の最終学歴との関連で分析すると、母親の最終学歴が短大以上の場合は、子どもに対しても短大以上の学歴を望む割合が有意に高く、母親の収入の多寡に関係なく子どもに良い教育を望む傾向がうかがえた²⁾。

さらに、子どものために2010年度より2年間「子ども手当」という名前で支給された手当について調査時点での使い道を調べると、一番多かったのは生活費の補てんであったが、次に多かったのは塾や通信教育費であった。これらの項目も、母親の最終学歴によって有意な差が見られ、収入の影響をコントロールしても母親の最終学歴の影響が見られた²⁾。

子どもへの教育アスピレーションや子どもの将来のための備えに対しては母親の最終学歴の影響が顕著にうかがえた。しかし、最終学歴が短大以上の母親は調査対象者の3割に満たず、多くのひとり親家庭の母親たちの最終学歴はそれよりも低くなりがちである。その結果、ひとり親の母子家庭の子どもは進学にも不利になりかねないことが判明した。ひとり親家庭の母親の子どもにおいても、母親の所属階層の再生産が起りやすいことが明らかになっている¹⁴⁾¹⁵⁾。

② 養育上の問題

今回の調査から、ひとり親は、子どもとその日の出来事を話したり一緒に夕食をとったりするなど子どもと過ごす時間ももち、日常的に子どもとかかわっている姿がみられた。養護的な側面においても子どもの心身の健康状態に気をつけたり家の中を清潔に保つようにしたりして子どもの養育環境を整えることに心がけていた。しつけにおいても規則正しい生活への配慮や、言葉遣いや礼儀などにも心を配っている姿が見られた。今回の回答者のひとり親家庭の母親たちは、子どもや子どもの生活に関心をもち、細やかに子どもの生活にかかわっていた。その一方、勉強・スポーツを行う、名所・旧跡を訪ねるなどの生活面以外のかかわりについては半数の母親が子どもとはおこなっていない状況があった。子どもとは、生活の中でのかかわりを重視し、生活面以外における子どもとの経験については、重きを置いていない母親の姿が調査の結果からみえてきた。

また、子どもの養育に関する項目のなかで、母親の最終学歴によって違いがいくつかみられた。学校行事の参加、子どもの友達の保護者との交流など子どもを取り巻く環境へのかかわり、旅行など日常生活外の経験の提供、バランスのとれた食事への配慮やテレビ・ゲームなどの視聴時間への配慮など進学を控えた子どもの健康や生活習慣の関心は最終学歴が高い母親のほうが高い数字を示していた。その理由として低学歴層の母親の傾向として母親自身の年齢が若い、子どもの人数も多い、収入が低いなども考えられるが、それ以外にも最終学歴が低い母親のほうが交流関係をあまり持とうと考えていない傾向にあることや、母親の最終学歴によって子どもに望む進学レベルや教育に対する意識が異なっており、母親自身の認識が子どもの生活に影響を与えている状況が見られた。

以上の結果から、ひとり親家庭では、生活面と比べて生活面以外の子どものかかわりを重視で

きない生活環境があり、そのことが子どもの経験や体験の豊かさに影響を与えかねないことが考えられる。また、母親のおかれている状況とその母親の認識が子どもに対する母親の教育姿勢や子どもの交流や養護・しつけにも影響しており、そのことが子どもの将来に影響を与える可能性があるとも考えられる。このようなことから、ひとり親家庭の子どもが家庭で行われることが期待される生活以外のさまざまな経験をできる保証と、子ども自身がさまざまな家庭や考え方を知るなど生き方の選択肢を広げられる機会をもつことが必要であると考えられる。

③ 多様な社会資源の活用事例－熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業

子どもと親・家族の幸福の実現という観点から、社会資源の活用事例の1つとして、「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」（以下、訪問援助事業）を挙げることができる。同事業は、2007年4月以降、熊本市と熊本学園大学が連携協力しながら取り組んでいるもので、同年3月に策定された「熊本市ひとり親家庭等自立促進計画」（2009年3月改訂）の一施策として実施されている。同事業の目的は、「母子家庭及び父子家庭（以下、これらを「ひとり親家庭」という。）の児童に対して、児童訪問援助員を派遣し、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなること」（「実施要綱」）にあるが、具体的な内容として、①訪問対象者は、ひとり親家庭及び父母のいない家庭の小・中学生、②派遣先は、対象者の家庭（活動場所は自宅、公園・図書館等の公共施設など）、③活動内容は、児童の話し相手、相談相手や簡単な学習指導など、④活動時間は、派遣先への移動時間を含めて概ね4時間、⑤活動時間は、原則として9時から21時の間、⑥派遣回数等は、派遣児童1名につき、月2回以内、最長6ヶ月間、⑦謝礼は、1回の訪問につき、交通費を含めて2,400円を支給、などとなっている。学長を長とする訪問援助事業実施委員会が設置・運営されるとともに、すべての学部・学科の学生が履修できる「児童ソーシャルワーク特論」（2年次以上。半期・2単位）という科目において児童訪問援助員を養成するなど、全学的な体制のなかで取り組まれてきている。

中学3年生とその保護者を対象に実施した内閣府「親と子の生活意識に関する調査」（2012年5月公表）によれば、①子どもの教育費に関する金銭的給付や、保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供、自然体験・集団遊びなど子どもに多様な活動機会の提供など、9割以上が何らかの子育て支援を求めていることや、②自分のことをほめてくれる親のいる子や、親子のコミュニケーションが盛んな家庭に育った子、学校で皆の前でほめられた子は、多くが「自分の将来に希望がある」、「満足している」と回答しており、親子のコミュニケーションの有無、親が学校でほめられたり、認められる経験の有無により、将来の明るい希望に対する意識や子の自己肯定の意識などに有意な差がみられる。同調査は、貧困が親や子どもにもたらす影響等の問題を親子の意識面から分析することを企図したものであるが、上述の結果からも、ひとり親家庭への支援において、親子が安心とゆとりをもって生活することができ、子どもが将来に夢や希望を持てるような施策・実践が求められていることが読みとれる。訪問援助事業は、ひとり親家庭の子どもたちに対する精神的なサポートを主とする活動であるが、事業を利用した保護者アンケート（2008年度実施）などに示されているように、簡単な生活指導や学習支援を通じて、子どもたちが基本的な生活習慣

を身につけたり、学習意欲を喚起したりするきっかけづくりともなっている。同事業に見られるように、ひとり親家庭の子どもたちへの直接的な支援を通じて、子どもの幸福と親・家族の幸福の実現に繋がるような施策・実践のさらなる充実・発展が望まれる。

3. 分析の目的

これまでに、以下のことについて明らかにしてきた。即ち、近年の日本の母子福祉施策における就労による自立を強調することと、すでにひとり親家庭の母親は就労によって自立を果たそうとしてきたが、それができない労働市場であるという現実との矛盾について。そのために、低収入の長時間労働になってしまい、自分の子どもとの時間や関係が阻害されてしまう危険があること。また、そのこと自体が子どもの福利を傷つける可能性があること。また、母親の最終学歴などの階層を示す属性が子どもに関する教育アスピレーションなど子育てへの姿勢に対して影響を与えている側面があり、階層の再生産もうかがえるということである。

そこで、今回の分析ではひとり親の母子家庭における母親と子どもとの関わりを母子家庭の子どもが享受すべき福利を表すものとして被説明変数として用い、その程度を規定する諸要因を説明変数として取り上げ、何が子どもとの関係に影響を与えているのかを分析することにする。分析方法は重回帰分析を用い、被説明変数の投入方法は最初に母親と子どもとの関係を直接規定すると思われる母親の基本的属性を、次に段階的に最初に投入した変数の影響に媒介的に影響を与えると思われる諸変数を投入することにする。

説明変数としては、次の変数を取り上げることにする。まず、被説明変数に直接影響力を持つと思われる母親の基本属性には、前年の世帯収入、平日と休日の子育ての時間、母親の最終学歴である。これらは全体の説明変数の中でも基本的な影響力を持つものとして最初の段階に投入する。

次に、基本属性の影響に対して媒介的に子どもとの関係を規定する可能性のある要因として、母親自身の子育てに関する意識を表す変数を用いる。具体的には、子育てに対する満足度や子育て感である。さらに、ひとり親家庭の子どもへの福利への影響を考える背景でもあるワークフェア型母子福祉施策推進の影響を間接的に測るものとして、ワーク・ライフ・バランス指標を用いる^{16)注11)}。最後に、階層の再生産との関連で、子どもの進学に対する母親のアスピレーションを説明変数に用いる。今回の分析対象が中学生の子を持つひとり親の母親であることから、子どもの将来の帰属階層に影響する可能性がある子どもの進学に対し、基本属性で用いる母親の最終学歴の影響を除いた影響について測ることにより、日頃の子どもとの関わりに対して、それぞれの影響の及ぼし方を確認することにした。

以上の順番で説明変数の投入を段階的に足していった各モデルの説明力を比較する。

4. 調査の概要

本調査研究は、平成22年度熊本学園大学社会福祉研究所研究費助成により、ひとり親の母子家庭における子どもの進学への影響など社会階層の連鎖の問題に焦点を当てるため、ひとり親家庭での子育てと家庭生活についてのアンケート調査とインタビュー調査を行ったものである。調査研究対象者は、高校への進学を控えている中学生の子を持つ熊本市内に住む児童扶養手当受給者資格者リストの母子家庭の母親2,709世帯を対象とし、その中から無作為抽出した1,000世帯にアンケート用紙を配布した。父子家庭については、もともと福祉施策上支援対象となつてこなかった歴史的経緯があるため、行政も把握ができていない。調査同年6月より児童扶養手当の支給が開始されていたが、これまで支給対象とみなされてこなかったため、当事者である父親たちへのこの支給に対する認知が徹底していなかった。調査時点ではまだ申請が殆ど無かったため、市も対象者の把握ができておらず、無作為抽出が可能な受給者リストが出来なかったため今回の調査対象者リストには加えられなかった。なお、調査研究上の倫理上の配慮については留意した¹²⁾。

配布時期は2010年10月末に郵送法によって配布し2週間以内の返送を依頼した。一部返信がかなり遅れこんだため、実際の回収には同年12月末まで掛かった。回収数は310票（回収率31.0%）であったが、祖母代筆が明記されているものや母親の年齢が無記入のものも祖母代筆の可能性があるので無効票とした。その結果、有効票数は302票であった。

なお、配布したアンケートの調査協力依頼の付け書には、より詳しい状況を話していただける場合にはインタビュー調査に応じていただくよう依頼を載せたところ、連絡があった6名の母親に対し、順次インタビュー調査を行った。そのうち母親に了解が得られた男女2名の中学生の子どもに対してもインタビュー調査を行うことができた。なお、今回の分析対象である母親の属性など、この調査の概要や基本的なアンケートの集計、およびインタビュー内容を分析した結果は報告書にまとめてある¹³⁾。

5. 分析結果

1) 被説明変数について

今回の分析で被説明変数として用いる子どもとの関係を表す項目は、母親と子どもとの交流を表す11項目と、母親による子どもの世話や養護に関する8項目である。それぞれの問いの内容は以下の通りである。

母親と子どもとの交流の質問項目の内容は、「a. 子どもとショッピングや外食に行く（消費）」（以下、「a. 買い物や外食」）、「b. 子どもと一緒に趣味の活動やゲーム、スポーツなどをする（文化）」（以下、「b. 趣味やスポーツ」）、「c. 子どもと一緒に旅行に行く（消費）」（以下、「c. 旅行」）、「d. 授業参観や懇談会など子どもの学校行事へ参加する（教育）」（以下、「d. 子どもの学校行事」）、「e.

子どもと一緒に夕食を食べる（情緒）」（以下、「e. 一緒に夕食」）、「f. 子どもとその日の出来事や友だちの話をする（情緒）」（以下、「f. その日の出来事や友だちの会話」）、「g. 子どもの進学や将来のことについて話をする（教育）」（以下、「g. 進路や将来の話」）、「h. 子どもの宿題をみるなど、勉強を教える（教育）」（以下、「h. 宿題や勉強をみる」）、「i. 子どもの悩みや心配ごとの相談にのる」（以下、「i. 子どもの相談相手」）、「j. 子どもと一緒に熊本城などの歴史的名所や旧跡などに行く（文化）」（以下、「j. 歴史的名所や旧跡に行く」）、「k. 保護者会に参加するなど、子どもの友だちの親と交流する（教育）」（以下、「k. 保護者会など友達の親との交流」）の交流活動について「0 しない」「1 あまりしない」「2 時々する」「3 よくする」の4段階の頻度の中から一つ選んで答える形である。これらの11項目において尺度の一貫性 ($\alpha=.803$) が確認されたので、「子どもとの交流項目合計」という一つの合成変数を作成した (Range 4-31, Mean19.55, SD5.27)。

次に、子どもの世話や養護に関する8項目では、「a. 子どもに起床・就寝時間を守らせるなど、規則正しい生活リズムで暮らすように配慮する（しつけ）」（以下、「a. 起床・就寝時間」）、「b. 子どもがテレビやゲームで長い時間を過ごさないよう気を付ける（しつけ）」（以下、「b. テレビの時間」）、「c. 子どもに、言葉づかいや礼儀作法についてきちんと教える（しつけ）」（以下、「c. 言葉遣い・礼儀作法」）、「d. 子どもの持ち物や服装に気を付ける（養護）」（以下、「d. 子どもの服装（養護）」）、「e. 子どものために、栄養バランスのとれた食事づくりを心がけている（養護）」（以下、「e. バランスのとれた食事」）、「f. 子どもために、家の中を清潔に保つように心がけている（養護）」（以下、「f. 清潔な部屋」）、「g. 子どものお金の遣い方に気を付ける」（以下、「g. お金の遣い方」）、「h. 子どもの心身の健康状態に気を付ける」（以下、「h. 心身の健康状態」）についての頻度を「0 しない」「1 あまりしない」「2 時々する」「3 いつもする」の4段階の頻度の中から一つ選んで答える形である。これらの8項目にも尺度としての一貫性 ($\alpha=.842$) が見られたので、「子どもの世話項目合計」という一つの合成変数を作成した (Range0-24, Mean19.24, SD3.80)。

次にこの子どもとの交流11項目と子どもの世話・養護に関する8項目を併せても尺度の一貫性 ($\alpha=.863$) が確認できたので、これらを合算した合成変数を「子どもとの関係 (score)」(以下、「子どもとの関係」) 項目として作成した (Range8-54, Mean38.87, SD7.86)。点数が高いほど、子どもとの関係に関する行動の頻度が高いことを示す。前節で述べた子どもとの交流や世話など子どもとの関係が母親の最終学歴の影響を受けることについては、子どもとの関係についての各項目およびその合成変数との関連を表に示した (表2.)。

2) 説明変数について

① 母親の基本的属性

母親の基本属性として用いるのは、前年の世帯収入、平日と休日のそれぞれの子育て時間、母親の最終学歴である。前年の世帯収入、子育て時間についての問いおよび回答は、それぞれ次のような順序尺度である。前年の世帯収入については、アンケート調査前年の家庭の1年間の総収入（児童手当など各種手当を含む）について「1 50万円未満」「2 50万円～100万円未満」「3 100万円～

表2. 子どもとの関係項目と母親の最終学歴

	内 容	T-test (1 非:短・大卒/2 短・大卒)	Correlation (Pearson)
子どもとの交流項目	a. 買い物や外食	2.0046/2.1013(n.s.)	n.s.
	b. 趣味やスポーツ	1.3134/1.5125**	n.s.
	c. 旅行	.8894/1.2785***	.192***
	d. 子どもの学校行事	1.9266/2.2125**	.135**
	e. 一緒の夕食	2.5388/2.2125(n.s.)	n.s.
	f. その日の出来事や友だちの会話	2.3881/2.5625**	.116*
	g. 進路や将来の話	2.2511/2.3250(n.s.)	n.s.
	h. 宿題や勉強をみる	1.2661/1.5250**	.126**
	i. 子どもの相談相手	2.0000/2.0886(n.s.)	n.s.
	j. 名所や旧跡の訪問	.8479/1.0375(n.s.)	n.s.
	k. 保護者会等親との交流	1.4566/1.8000***	.151***
	子どもとの交流項目合計 (a=.803) (Range 4-31, Mean19.55, SD5.27)	18.9384/21.2208***	.192***
子どもとの世話項目	a. 起床・就寝時間	2.4292/2.6750**	.147**
	b. テレビの時間	2.0963/2.4625***	.206***
	c. 言葉遣い・礼儀作法	2.4679/2.6875***	.161***
	d. 子どもの服装	2.2511/2.5125***	.159***
	e. バランスのとれた食事	2.1689/2.5125***	.215***
	f. 清潔な部屋	2.2785/2.3750(n.s.)	n.s.
	g. お金の遣い方	2.3379/2.5500**	.136**
	h. 心身の健康状態	2.6986/2.8250*	.114*
	子どもの世話項目合計 (a=.842) (Range0-24, Mean19.24, SD3.80)	18.7281/20.6000***	.219***
	子どもとの関係項目合計 (a=.863) (Range8-54, Mean38.87, SD7.86)	37.7368/41.8831***	.234***
交流頻度(a.k.), 世話頻度(a.h.)の選択肢 : 0 'しない' 1 'あまりしない' 2 '時々する' 3 'いつもする' 母親の学歴二分法: 「1 非:短・大卒」「2 短・大卒」 *p<.1 **p<.05 ***p<.01			

150万円未満」「4 150万円～200万円未満」「5 200万円～250万円未満」「6 250万円～300万円未満」「7 300万円～400万円未満」「8 400万円～500万円未満」「9 500万円以上」の9段階の順序尺度の回答形式より一つ選ぶ形である。母親の勤労収入ではなく、世帯収入の変数を用いるのは、ひとり親家庭の場合は勤労収入に加え児童扶養手当等各種手当が家計に占める比重も大きいからである。

子どもとの時間については、平日に仕事や家事以外にどれくらい子どもと一緒に時間を過ごしているかについての選択肢は「1 30分未満」「2 30分～1時間未満」「3 1時間～1時間30分未満」

「4 1時間30分～2時間未満」「5 2時間～3時間未満」「6 3時間以上」の6段階の順序尺度である。休日に用事や家事以外にどれくらい子どもと一緒に時間を過ごしているかについては、「1 1時間未満」「2 1時間～2時間未満」「3 2時間～3時間未満」「4 3時間～4時間未満」「5 4時間～5時間未満」「6 5時間以上」の6段階の順序尺度である。平日と休日の子どもとの時間に関するこれら2つの項目で主成分分析を行いその因子得点から「子どもとの時間」という合成変数を作成した^{注13)}。

母親の最終学歴については、「1 中学校卒業」「2 中学校卒業・高校中退」「3 中学校卒業・高校中退後、専門学校」「4 高校卒業」「5 高校卒業、専門学校」「6 短大・高専卒業」「7 短大・高専卒業後、専門学校」「8 大学卒業」「9 大学卒業後、専門学校」「10 大学院」「11 その他」の11種類の選択肢から「11 その他」を除き、10段階の順序尺度をさらに1～5までを母親の最終学歴「1 非：短・大卒」に、6～10までを母親の最終学歴「2 短・大卒」にリコードを行った^{注14)}。

② 子育て意識について

母親自身の子育てに関する意識として、子育てについての満足度と子育て感を用いる。子育てについての満足度には、子育てに対する自己評価と自分と子どもとの関係に対する満足度の項目を用いる。子育ての自己評価については、「5 よくやっていると思う」「4 まあやっていると思う」「3 どちらともいえない」「2 あまりやっていないと思う」「1 やっていないと思う」の5段階尺度である。子どもとの関係満足度は、「5 非常に満足している」「4 まあ満足している」「3 どちらともいえない」「2 まあ不満である」「1 不満である」の5段階尺度である。子育て満足に関するこれら2つの項目で主成分分析を行いその因子得点から「子育て満足」という合成変数を作成した^{注15)}。

母親の子育て感に関する項目には、「a. 無事育つかどうか心配」「b. わずらわしくてイライラする」「c. どうしたらよいかわからない」「d. 自分一人で子育てと圧迫感」「e. うまく育てている」「f. 同じことの繰り返し」「g. 我慢ばかりしている」「h. 他人の子どもより劣っている」「i. 子どもに対する負い目」の9項目について、「0 全くない」「1 あまりない」「2 時々ある」「3 よくある」の4段階の選択肢より回答を得た（「e. うまく育てている」は逆転）。a-hの8項目は、牧野カツ子育児不安尺度の短縮版である。「i. 子どもに対する負い目」はひとり親家庭の母親の特徴を捉えるための独自項目である。これら9項目でも尺度としての一貫性が維持できるので（ $\alpha=.817$ ）、これら9項目から「子育て感（score）」（以下、「子育て感」）という育児不安に関する合成変数を作成した（Range0-23, Mean11.02, SD4.66）。各項目内容と順序尺度の方向より、点数が高いほど子育てに対して不安感を抱いていることになる。

子どもとの関係を規定する要因分析での子育てについての意識項目として、この2つの合成変数を説明変数としてそれぞれ用いる。

③ 仕事と家庭生活に関する項目

今回の調査票では、仕事と家庭生活に関する項目には、仕事が家庭生活に及ぼす葛藤（Work Family Conflict 以下、WFC）と家庭生活が仕事に及ぼす葛藤（Family Work Conflict 以下、FWC）の

2種類を用いた。今回は分析目的である就労が母親の子育てなど家庭生活に及ぼす意識の影響を図るために、WFCを用いることにする。

WFCを測る項目として、子どもに関する項目が「a. 仕事のために、子どもの世話ができない」「b. 仕事のことが気になって、子どもとしっかりと向き合うことができない」「c. 仕事から帰った後は疲れていて、子どもの相手をする元気がない」の3項目が、家事に関する項目には「d. 仕事のために家事がおろそかになる」「e. 仕事が忙しくて、家事をする時間が少なくなる」「f. 仕事で疲れてしまい、家事をする元気がない」の3項目があり、計6項目である。いずれの項目も「0 全く当てはまらない」「1 あまり当てはまらない」「2 まあ当てはまる」「3 当てはまる」「4 よく当てはまる」の5段階にて回答を得た。

WFCに関する6項目の α 係数($\alpha=.912$)より内的一貫性が確認されたので、分析では6項目から成る合成変数「WFC (score)」(以下、「WFC」)を用いることにする。各項目の内容と選択肢の順序尺度の方向より、点数が高いほど葛藤(コンフリクト)が高いことを示す。

④ 子どもに対する教育意識

子どもの進学に対する意識では、「1 4年制大学まで進学させたい」「2 短大(高専)まで進学させたい」「3 専門学校まで進学させたい」「4 高校まで進学させたい」「5 中学(義務教育)まででよい」「6 本人次第」の6つの名義尺度を用いた。これを重回帰分析に用いるためにダミー変数に変換し、子どもの教育については「短・大学ダミー (=ref)」「非: 短・大学ダミー」「本人次第ダミー」を用いる。なお、重回帰分析の前に個々の説明変数と被説明変数との関連を測定するために先に行う相関分析では、親の子どもに対する教育意識として、「6 本人次第」を除き子どもの教育に対する教育意識という一つの変数として変数値は「1 非: 短・大学」「2 短・大学」を用いている。

3) 分析結果について

日頃の子どもとの交流や世話など、子どもとの関係に影響を与える規定要因について前述の諸説明変数を用いて分析するため、「子どもとの関係」とこれらの説明変数との相関係数を計算した(表3.)。分析は後で行う重回帰分析に合わせ、母親全員から成るデータにおける規定要因諸変数との相関係数の測定と、母親の最終学歴により2分類にした計3つのパターンに分けて行った。

前年の世帯収入は、母親全体のデータでは、子どもとの関係と統計的に有意な正の効果が見られたが、母親の最終学歴別では有意な効果は見られなかった。また、子育て感においても、母親の最終学歴が短・大卒では有意な相関は示されなかった。子どもに対する教育意識でも、母親の学歴が短・大卒では有意な相関は示されなかったが、それ以外では、子どもに対して高い学歴を望むほど子どもとの関わりあいも有意に高かった。それ以外の要因とはほぼ同様の傾向が示されている。

前年の世帯収入では、母親全体のデータでのみ有意な正の相関を示し、収入が多いほど子どもとの関係の値は高くなる。子どもと過ごす時間については3つのいずれの変数においても強い正の有

意な効果を示している。しかし、このような物理的な時間よりも、母親の子育て満足に関する3つの変数の方が有意な関連が強く表れている。また、同様に子育て意識を表す項目でも、子育て感では点数が高く不安が強いほど子どもとの関係の値は有意に低くなる。また、WFCも値が高くなり仕事の家庭生活への負担が強くなるほど、子どもとの関係が有意に低い値となっている。母親全体データにおいてのみ分析可能な、母親の最終学歴との相関では、母親の最終学歴が高いほど子どもとの関わり合いの値が有意に高いことが示された。

表3. 子どもとの関係と諸要因の相関分析

子どもとの関係(Score)	Correlation (Pearson)	*p<.1	**p<.05	***p<.01
	全体	母親学歴 非：短・大卒	母親学歴 短・大卒	
前年の世帯収入	.152**	n.s.	n.s.	
平日子どもと過ごす時間	.271***	.286***	.328***	
休日子どもと過ごす時間	.313***	.298***	.327***	
子どもの時間(FC-S)	.346***	.345***	.385***	
子育て自己評価	.505***	.507***	.403***	
子どもとの関係満足度	.424***	.421***	.418***	
子育て満足(FC-S)	.550***	.550***	.485***	
子育て感(Score)	-.235***	-.267***	n.s.	
WFC(Score)	-.432***	-.462***	-.419***	
子どもに対する教育意識	.166***	.148**	n.s.	
母親の学歴二分	.234***	-	-	

次に、これらの諸要因が他の要因の影響をコントロールしても子どもとの関係を規定しているかどうかを測定するために、子どもとの関係を被説明変数とした重回帰分析を行った。分析方法は母親全員のデータを用いた分析と、母親の最終学歴で2に分けたデータ分析の2パターンである。母親全員のデータを用いた分析では、より適合度の高いモデルを探すため、下位モデルとして基本的属性のみを規定要因とした Model 1、子育てについての意識項目を追加した Model 2、さらに仕事が家庭生活へ及ぼす葛藤の項目を追加した Model 3、最後に母親の子どもの進学に対する志向性のダミー変数を追加した Model 4 の計4つのモデル分析を行った。各モデルの分析結果については表に示した(表4.)。

4つのモデルとも、モデルの妥当性を示すF値の値は有意であった。また、調整済みの決定係数(Adj-R²)の値よりモデルによって説明される程度が示されているが、説明の諸要因を増やすほど回帰式に対するデータの当てはまりは良くなっている。また、同様にAIC(Akaike's information criterion)の値も説明の諸変数が増えるほど下がり、当てはまりの良さを示している。なお、4つのモデル全てにおいて各説明変数の許容度を算出し、説明変数間に多重共線関係は起こっていないことが確認できている。

Model 1では、子どもとの関係を規定する要因として、前年の世帯収入、子どもとの時間、学歴といった母親の基本属性のみを説明変数に用いた分析を行った。標準偏回帰係数の値より、3つの説明変数とも正の有意な効果、すなわちそれぞれ値が多いほど、あるいは高いほど子どもとの関係の値が高いことを示した。特に、世帯収入と母親の最終学歴は子どもとの関係に対してそれぞれ別に効果を示した。これら基本的属性を要因とした回帰式のデータに対する説明力もある程度示された。

次に、説明変数として更に子育てに対する意識項目を加えた Model 2を分析したところ、主に育児不安を示す内容である子育て感は有意な影響は示さなかった。これに対し、同じ子育て意識を表す変数であっても、子育てに対する母親の満足を示す説明変数ではかなりの規定力を示し、モデルの当てはまりも良くなった。子育て時間も有効なことから、時間という物理的要因が規定力を持ちながらも、母親自身の子育てへの満足の効果の方が強く示された。

仕事が家庭生活に与える葛藤を示す WFCを加えた Model 3では、Model 2の場合同様、子育て感を除き、これまでの各説明変数の正の効果は示された。また、仕事の家庭生活への葛藤は相関分析の時同様、強い負の影響が示された。Model 3では Model 2の時よりもさらにデータの当てはまりが良い。

最後に、母親の子どもの進学に対するアスピレーションを加えた Model 4では、子どもへの進学期待が「非：短・大学」が、また「本人次第」が負の影響を持っていることを示した。母親の最終学歴の説明変数も有効であるが、階層の再生産としての効果とは別に、母親自身が子どもの将来の進学に対して何を期待しているかが子どもとの関係を規定していることが示された。

表 4. 子どもとの関係と諸要因 (重回帰分析)

子どもとの関係(Score)	Regression	標準偏回帰係数	*p<.1	**p<.05	***p<.01
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4	Model 4
前年の世帯収入	.105*	.091*	.163***	.148***	
子どもとの時間(FC-S)	.337***	.208***	.151***	.170***	
母親の学齢二分類	.221***	.148***	.152***	.142***	
子育て感(Score)		-.011 (n.s.)	.050 (n.s.)	.053 (n.s.)	
子育て満足(FC-S)		.453***	.368***	.336***	
WFC(Score)			-.279***	-.289***	
子どもの教育：短・大学ダミー				-	
子どもの教育：非 短・大学ダミー				-.124**	
子どもの教育：本人次第ダミー				-.148***	
定 数	31.809	34.217	35.807	35.352	
F 値	20.470***	30.659***	29.214***	23.456***	
AIC	1090.695	989.414	877.566	873.452	
Adj-R ²	.176	.360	.412	.426	
有効ケース数	275	265	243	243	

さらに、この Model 4 を母親の最終学歴別に分け、説明変数から母親の最終学歴を除外して分析したところ、両モデルともモデルの妥当性も有意で、回帰式に対するデータの当てはまりは良い。両モデルにおいて各説明変数の許容度を算出し、説明変数間に多重共線関係は起こっていないことは確認した（表5）。

両モデルにおいて、母親全体のデータで分析した場合とは、有効な説明変数と規定力が異なる結果となった。母親の最終学歴が「非：短・大卒」の場合、子どもとの関係に対して有効であった説明変数は、子どもの進学に対するアスピレーションの「非：短・大学ダミー」以外は全体のデータと分析結果が変わらなかった。効果の違いがみられた説明変数は、前年の世帯収入の効果がより強くなったことと、WFC がより負の影響を持ったことである。また、子どもの進学アスピレーションに対し、「非：短・大学ダミー」の場合は、子どもとの関係に規定力は見られない一方で、「本人次第ダミー」では負の影響がみられ、母親の最終学歴が「非：短・大卒」の場合、子どもの進学アスピレーションとして「本人次第」を選択した場合は、日常生活での子どもとの関係が弱くなることが判明した。

母親の最終学歴が「短・大卒」の場合、分析結果がこれまでの結果と異なったのは、子どもとの関係に対して有効であった説明変数が、前年度の世帯収入と子どもの進学に対するアスピレーションの「本人次第ダミー」が統計的に有意な影響を示さなかったことと、子育て感が正の効果を示したことである。さらに、効果に違いがみられた説明変数では、子どもとの時間と子育て満足がより

表5. 母親の最終学歴別子どもとの関係と諸要因（重回帰分析）

子どもとの関係(Score)	Regression	Model 4 比較	標準偏回帰係数
	全 体	母親学歴 非：短・大卒	母親学歴 短・大卒
			*p<.1 **p<.05 ***p<.01
前年の世帯収入	.148***	.192***	.041 (n.s.)
子どもとの時間(FC-S)	.170***	.118*	.313***
母親の学齢二分類	.142***	-	-
子育て感(Score)	.053(n.s.)	.001 (n.s.)	.267**
子育て満足(FC-S)	.336***	.341***	.396***
WFC(Score)	-.289***	-.318***	-.309**
子どもの教育：短・大学ダミー	-	-	-
子どもの教育：非 短・大学ダミー	-.124**	-.059(n.s.)	-.263**
子どもの教育：本人次第ダミー	-.148***	-.131*	-.176 (n.s.)
定 数	35.352	37.884	40.411
F 値	23.456***	17.753***	7.314***
AIC	873.452	647.540	224.933
Adj-R ²	.426	.401	.401
有効ケース数	243	176	67

強い正の規定力を示したことに加え、子どもの進学に対するアスピレーションでは「非：短・大学」がより強い負の影響を持ったことである。このことより、母親の最終学歴が「短・大卒」の場合は、より子どもとの時間を確保し、子育て意識が高く、教育熱心な人ほど、子どもとの関係が強いことが分かった。子育て感において育児不安傾向の高い人ほど子どもとの関係が強いこともその表れかと受け取れるだろう。

以上の重回帰分析の結果より、母親全体のデータを分析した結果より、子どもとの関係に対して基本的属性は有効であったが、それだけではデータの説明できる範囲は少ない。母親自身の子育てに対する積極的意識や子どもの進学に対する関心は、子どもとの交流や世話などの関係を強める効果が大きいことが分かった。また収入の効果とは別に、仕事が家庭生活に与える葛藤は子どもとの関係に負の影響を与えている。母親と子どもとの関係には、母親の子どもへの意識の規定力が強く、仕事の葛藤は親子関係を阻害する。この結果より、子どもに与えられるべき親との交流や世話といった子ども本来の福利を確保するためには、仕事の葛藤を弱め、母親の子育てや教育への意識が前向きに持てるような余裕が必要であることが示唆されていると考えられる。

また、母親の学歴別に分析を行った結果より、母親の最終学歴が「非：短・大卒」の場合は、子どもとの時間よりも世帯収入や仕事の葛藤の規定力が強い。子育てへの満足感が子どもとの関係を高めるが、子どもの進学に対する意識での「本人次第」を選ぶ場合は、子どもとの関係が弱くなることから子どもへの関心の低さも懸念される。

逆に母親の最終学歴が「短・大卒」の場合は、世帯収入が効果をもたない一方で、子どもとの時間や子育てで満足の意識に加え、子育てへの不安感の尺度が高い方が子どもとの関係に正の効果があるなど、子育てへの意識が大変強いことが特徴である。子どもの進学に対しても「本人次第」を選ぶかどうかは子どもとの関係に効果を持たず、子どもの自主性の尊重の場合も含まれると受け取れる。

ひとり親家庭の子どもの福利について、母親からの適切なケアや交流を享受するという視点から捉えると、今回の分析結果からは母親の収入や子どもとの時間が取れるという物理的条件に加え、母親自身の子育てへの前向きな意識が重要であることが明らかになった。また、子どもとの時間とは別に、仕事の家庭生活への葛藤が子どもとの関係に負の影響を及ぼしている。このことから、現在ひとり親家庭の母親に対しての福祉施策として就労による経済的自立の促進や児童扶養手当の減額が促進されていることは、現状の労働市場では、世帯収入の減少と仕事からの葛藤を高めることによって母親が子育てや子どもの教育への関心を持つ余裕を奪うことが懸念される。

6. まとめにかえて

本稿は、現在進められている母子福祉施策における就労促進による自立支援は、実際には低賃金の長時間労働によって、本来子どもが親から受けられるケアや親との交流などの福利を阻害することを母子双方において問題な状況と考える視点より、ひとり親家庭の母親の就労と子どもとの関係

について分析したものである。その結果として分かったことを以下にまとめる。

第一に、経済的・時間的余裕は子どもとの関係を高めるために必要である。仕事による子育てなど家庭生活への葛藤は負の影響を与える。現在進められている就労による自立支援は、ネガティブな労働者モデル下では、母親に対して家事・育児に加え更なる長時間労働へとつながりかねず、子どもとの関係を阻害する可能性がある¹⁶⁾。

第二に、母親が子どもとの関係や自身の子育てに対して満足していると、子どもとの関係性も高めるので、母親自身に対して子どもの教育や進学、生活の相談など子育て支援が必要と考えられる。

次に、経済的・時間的余裕の効果とは別に、母親自身の最終学歴や子どもの教育への関心が、子どもとの関係を高めており、階層の再生産構造がうかがえる。ひとり親家庭の母親が世話や交流など家庭教育を通じて子どもとの関係を高めることはもとより、子どもの進学や将来に対して関心を高めるような母親への働き掛けも必要である。また、この階層の再生産を断つためには、この母親に対しての働き掛けだけでなく、子どもが将来に夢が抱けるような教育機会の提供などを通じた子どもへの直接的な働き掛けも求められるだろう。前節で紹介した本学学生によるひとり親家庭等の児童訪問援助事業は、親が不在時に子どもの学習補助や相談相手、生活習慣の見守りなどの活動を通じ、ひとり親家庭の子どものニーズに対する多様な社会資源による子どもへの直接的働き掛けの一例として評価できる。

近年の離婚の増加に伴い、ひとり親家庭の増加とそれに伴う児童扶養手当支給が増加している。そのため、現在、国がとっている母子福祉施策の方向は、ひとり親家庭の親の就労促進によって児童扶養手当の支給を削減することである。アメリカでの福祉改革の成功事例を基に、ひとり親家庭の母親は働けば生活が楽になり自活できるので公的扶助を削減するという状況の定義の仕方は果たして日本の現状に当てはまるのだろうか。

W.I.トマスの公理とされる「状況の定義」とは「人が状況をリアルだと定義すれば、結果としてもリアルである」として知られている¹⁷⁾。この場合の状況の定義とは問題に直面した個人が行うものとして捉えられている。しかし、これが当事者ではない他者によって行なわれる場合がある。上野千鶴子は、専門家はその専門性と権威において「状況の定義権」を行使するとして、そこに当事者にも認識されない「庇護ニーズ」が発見されると指摘する¹⁸⁾。

上野はニーズの生成過程を“顕在/潜在”、認識の判定者を“当事者/第三者”に区別した4次元でとらえ、それぞれの限象を「承認ニーズ」「庇護ニーズ」「要求ニーズ」「非認知ニーズ」の4類型に分類している。「正規の安定した仕事と収入を得て、子どもとの時間を含めてゆとりが持てる生活をしたい」というひとり親家庭の母親のニーズは「要求ニーズ」に相当する。しかし、このニーズは第三者にも認められる「承認ニーズ」とは異なり、潜在的で理解されないニーズである。日本は家族主義と呼ばれる福祉国家体制のため、ネガティブな労働者モデル下では、ひとり親家庭の母親は生計も家事・子育ても両方担うことが当たり前とされ、このようなニーズは公言出来ない。政府によりワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が推奨されているが、過半数が非正規で働くひとり親家庭の母親は、事実上対象外となってしまう。

母親から十分な交流や世話など教育的配慮が受けられないという直接不利益を被る子どもはなお

さら声をあげることが出来ない。従来の母子家庭等への施策は、そうした家庭で育つ子どもの福祉を直接保障する視点に乏しい。それは子どもの福祉は第一義的には扶養義務者である親の適切な扶養によって実現されるものだと立場が取られてきたためであるが、こうした施策の性格は2002年の「母子家庭等自立支援対策大綱」策定以降一層強まっているとの指摘もある¹⁹⁾。

このような施策の背景として、大沢真理は、20世紀福祉国家は本来個別的で多面的であるニーズを所得の不足という次元に還元し、その原因についても、主要には就労しているか否かで割り切ってしまったと説明する²⁰⁾。

厚生経済学者のアマルティア・センは人間の多様性と異なる平等の在り方を考える上で「潜在能力 (capability)」アプローチを提唱する。センは、福祉をその人の生活の質とし、生活は機能（健康であるなどの状態や、社会参加できるなどの行動）から成っていると考える。そして、福祉を「達成された機能」ではなく、選択可能な機能の組み合わせ（潜在能力）によって捉える。潜在能力とは、まだ達成されていない福祉を達成しようとする個人の自由が反映されている。高い潜在能力を持っていても、選択肢が無い場合、その選択は豊富な機会の集合から得られたものではない。しかし、どのような潜在能力を保障すべきか、ニーズの決定過程は社会を構成する人々の選択によって決められるとしている²¹⁾。

ひとり親の母子家庭が様々な課題を抱えていることは潜在能力が高いことを示していると受け止められる。親の就労による所得補償ばかりではなく、親子の関係にゆとりある生活や教育の保障など子どもが将来に希望が持てる社会環境の形成など、ひとり親家庭の親子が潜在的に選択可能であるはずの生活の質への合意が形成できる社会が求められる。

ひとり親家庭に限らず、本来、多様な家族があり、多様なニーズをもっているのが現状と思われる。我々は、様々な家庭の子育てに対してもっと理解を持つべきであろう。

* 本稿は、2012年6月3日に大阪府立大学で開催された日本子ども家庭福祉学会第13回大会にて自由研究として共同報告した内容をまとめ加筆したものである。今回の調査研究に対しては、熊本学園大学付属社会福祉研究所助成（平成22年-24年度）を受け、熊本市の協力の下に行った。本調査研究にご協力くださった熊本市内のひとり親家庭の皆様や熊本市子ども未来局子育て支援課（当時）の職員の皆様に、この場を借りて心よりお礼を申し上げたい。

執筆分担

1、2-1)、2)①、3、4、5、6 山西裕美

2-2)② 出川聖尚子

2-2)③ 伊藤良高

注1) 母子及び寡婦福祉法など法令における定義としては「母子家庭等」が用いられ、これには「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」が含まれる。戦前より日本政府の施策としては母子心中対策および富国強兵の視点より母子家庭が支援対象となっていたことに加え、戦後の戦争未亡人への福祉対策として母子家庭への支援が進められてきた。しかし、その後、寡婦と、支援内容によっては家事支援など一部が父子家庭も対象となりつつあることもあり、「母子家庭等」が法令の定義で用いられている。これに対し、「ひとり親」は法的な定義はまだ無いが、今日は行政の施策も含め一般的に「ひとり親家庭」という言葉がよく用いられるようになってきており、自治体による定義の違いも見られるが、「母子

家庭」と「父子家庭」を含んで用いることが多い。ここでは、「ひとり親家庭」や「ひとり親」という言葉を「母子家庭」やその母親の上位概念として用いている。

なお、ひとり親家庭が母子家庭を主に指している背景には、「父子家庭」に対する行政支援が、今まであまり積極的には取り組まれては来なかったことがある。その理由は、前述の通り日本の過去の施策においては、家長長制に基づいた旧民法のもとでは父子家庭は福祉の死角であり、戦後の母子福祉施策は元々戦争未亡人たちによる政府への運動を背景に進められてきたこと、さらに、両親が離婚する場合の未成年の全児の親権の8割以上（厚生労働省：2008年人口動態調査より）を母親がとるため、ひとり親家庭の多くが母子家庭であり、かつ経済的にも父子家庭の平均年収の約半額であることがあげられる。就労構造の悪化による父子家庭の経済的困窮により、平成22年度から児童扶養手当支給の対象となるまでは、父子家庭は、地方公共団体が独自に行っているものを除くと、ほとんど政府による経済的支援の対象では無かった。

- 注2) 2000年代半ばのOECD加盟国データの比較では、日本の子どもの相対的貧困率は13.7%と7人に1人の子どもが貧困であることが明らかになった。さらに、ひとり親家庭では58.7%と過半数の世帯が貧困であり、非就労の場合が貧困率60%、就労の場合も58%とほとんど変わらなかった。それまで日本の政府は貧困率のデータを発表してこなかったが、2009年10月に厚生労働省が初めて貧困率を公表した2007年のデータでは、日本の子どもの貧困率は14.2%、ひとり親家庭の貧困率は54.3%であった。その後2011年7月に「平成22年国民生活基礎調査の概況」にて発表された子どもの貧困率は15.7%、ひとり親世帯は50.8%であった。なお、大人が二人以上の子どものいる世帯の貧困率は12.7%であった。貧困率は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいい、困窮者の割合を直接示すわけではない。経済格差の高い場合に中央値が高く設定され、貧困率が上がりやすい。相対的貧困率はその国の国民経済格差の一つの目安に位置づけることができ、値の減少がそのまま貧困の解消とは受け取ることが出来ない。
- 注3) 地方都市では、ひとり親家庭であることを近隣に隠して暮らしている母子家庭も少なくない。周囲の人にも、父親は遠い所に単身赴任をしている伝え、子どもたちにもそのように言うよう指示するなど、母子家庭であることを明かさず暮らしている家庭も見られる。筆者らの行った調査でも、自由記述欄等には隠して暮らしているとの記述が見られる。母子家庭であることが周囲に分かると、地域や学校で子どもが苛められるとの恐れもあるようである。
- 注4) 2011年の熊本県の財政力指数は0.37で全国47都道府県中32位（iiiグループ）である。非正規雇用で働くひとり親の母親が多いが、2010年11月に改定された最低賃金も643円と全国平均の730円からはかなり低く全国38位の金額である。また、文部科学省「学校基本調査報告書」によると、熊本県の高校卒業後の進学率は、全国平均54.3%と比べると、43.3%と全国41位である。
- さらに、県内の母子家庭の就労と収入の状況については、2008（平成20）年の熊本県ひとり親家庭等実態調査結果では、母子世帯の就労率は97.5%であるが正社員33.0%に対し、臨時・パート29.4%、契約社員6.1%、派遣社員3.4%と非正規雇用が38.9%と正社員より割合が高い。年間総収入は181.8万円だが、就労による収入は161.5万円であった。
- 注5) 平成23年度全国母子世帯等調査結果では、養育費の取り決めをした母子世帯は37.7%であるが、調査時点も受けている割合は19.7%（1332名中263名）であった。離婚後4年以降経っている場合は、15.6%に下がっている。面会交流は27.7%（1332名中369名）といずれも子の監護に関わる具体的内容に対し、過半数の離れて暮らす父親が行っていない。そしてこのことは何より子どもの監護される権利が侵害されていることに他ならない。
- 注6) これまでの日本のひとり親の母子家庭についての研究は、CiNii上では、法律や施策に関するもの、職業訓練や自立支援に関するもの、ドメスティックバイオレンスに関するもの、公的調査結果から浮かび上がる問題点についてなどが取り上げられている。現行の母子家庭に対するワークフェア施策及び、従来からの日本の家族主義的福祉体制下において、その影響を受ける可能性のある母親と子どもとの関係は、指摘されてきても主に理論的指摘が多く、オリジナルな量的データによる計量的分析

に基づいた検証は殆ど行われていない。

- 注7) 平成23年度全国母子世帯等調査結果報告では、母子世帯総数1,648世帯のうち生別が1,525世帯(92.5%)、死別が123世帯(7.5%)であった。なお、1952年の調査では、離婚は7.6%と1割に満たず、死別が85.1%と大半を占めていた。
- 注8) 母子家庭の自立への努力義務を規定した第4条は、1964年の母子福祉法では「母子家庭の母は、みずからすすんでその自立を図り家庭生活の安定と向上に努めなければならない」とされ、1981(昭和56)年の「母子及び寡婦福祉法」への改正では「母子家庭の母及び寡婦は、自らすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」と改定され、2002年の同法の改正においては「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない」という文言へ変更されている⁸⁾。
- 注9) 民法の親族編では親権者には子どもの身上監護権があると同時に義務を負う(民法818条)。しかし、直系血族には扶養義務が課されており、親権者にならなかった父親にも同様に子どもの扶養や養育について課されているが、現実には決められた通り定期的に養育費の支払いを受ける割合は少ない。2012(平成24)年4月1日より民法の一部改正により、離婚に際して配慮されるべき子どもの監護の具体的な内容として養育費の分担の決定の有無を離婚届に記載するよう欄が設けられた。法務省によると、4月-6月までの未成年の子どもを持つ夫婦の協議離婚数計32,757件のうち、養育費に関して「取り決めた」は16,075件(49%)、「まだ決めていない」が6,316件(19%)、残りの1,0366件(32%)は未記入であった。改正後3ヶ月間の結果としては、効果はあまり窺えなかった。なお、「母子及び寡婦福祉法」第5条第2項では、母子家庭の児童の親は、児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないと努力義務が規定されている。しかし、養育費の話をしたことで別れた夫から重傷を負わされる事件(2012年9月11日 熊本市中央区出水6丁目)も発生するなど母親の身に危険が伴うことも起こっており、養育費支払いの強制措置や罰則制度が無いため、実質上は父親の扶養責任を問うのは難しい。
- 注10) 調査の詳細については『「ひとり親家庭における子育てと家庭生活についてのアンケート調査」集計報告書』を参照のこと¹³⁾。
- 注11) 松田は、ワーク・ファミリー・コンフリクトとファミリー・ワーク・コンフリクトの下位指標を用いている。これらの下位指標は、いずれも子どもに関する項目、家事に関する項目、夫婦に関する項目で構成されている¹⁶⁾。しかし、今回の調査ではひとり親を対象とするため、夫婦に関する項目は用いなかった。
- 注12) 調査対象者の抽出については、熊本市の協力により、リストからの抽出及び封筒への宛名印刷等の作業は全て市担当部署にて行い、大学関係者は一切リストや配布対象者についての情報は知ることが出来無いよう、対象者のプライバシー保護については十分配慮を行った。アンケート調査票への回答および送付は対象者の任意とし、強制ではない。また調査票へは氏名や住所等のプライベートな情報は一切無記入とした。なお、個別インタビュー対象者の選定も、アンケート調査票に同封した調査協力依頼文書にて研究用の連絡先に連絡をお願いする形で自発的に協力を申し出た回答者を選出した。
- 注13) 主成分分析の結果については、第一主成分の固有値1.454、第一主成分では全分散のうち72.687%が説明された。
- 注14) 吉川は、日本の格差社会の要因に学歴における分断を指摘している。この学齢分断線は大卒(含、短大)と非大卒の間に引かれ、世代間移動の閉鎖性を示すことにより社会生活の様々な側面で格差を生じていると指摘している¹⁴⁾¹⁵⁾。また、本田由紀による母親の「家庭教育」についての研究では、仕事の有無に関わらず母親が大卒(含、短大)の場合、高卒の母親よりも子どもの学力・情操・しつけなど家庭教育に熱心であることが示されている²²⁾。
- 注15) 主成分分析の結果については、第一主成分の固有値1.439、第一主成分では全分散のうち71.953%が説明された。
- 注16) 初職が非正規雇用のグループが公的機関による職業訓練を受けた場合、その後、正規雇用に結びつく

比率は逆に低くなることが述べられている（高山憲之・白石浩介，経済教室：「非正規」の低年金、深刻に，日本経済新聞，2012・10・26）。

参 考 文 献

- 1) 山田昌弘，『希望格差社会』，筑摩書房，2004.
- 2) 山西裕美・伊藤良高・出川聖尚子，「熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察－中学生の子を持つ母子家庭を中心に」，『熊本学園大学社会福祉研究所報』，Vol40，pp.111-134，2012.
- 3) 神原文子，「ひとり親家族と社会的排除」，『家族社会学研究18(2)』，pp.11-24，2007.
- 4) 青木紀編，『現代日本の「見えない」貧困』，明石書店，2003.
- 5) 元木久男，「ひとり親家庭の福祉問題」，『宮崎女子短期大学紀要27』，pp.115-130，2001.
- 6) 副田あけみ，「『母子一体』の歴史的変遷過程」，東京都立大学人文学部編『人文学報』NO.159，pp.61-94，1983.
- 7) 藤原千紗，「福祉と女性労働供給の関係性－母の就業と母子福祉」，佐川和郎・中川清編著『福祉社会の歴史』，ミネルヴァ，pp.109-143，2005.
- 8) 湯沢直美，「日本における母子家庭政策の展開」，埋橋孝文編著『ワークフェア－排除から包摂へ』，法律文化社，2007.
- 9) Andersen, E. HYBRID OR UNIQUE?: THE JAPANESE WELFARE STATE BETWEEN EUROPE AND AMERICA, *Journal of European Social Policy*, Volume7 Number3, pp.179-189, 1997.
- 10) 大沢真理，「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」，『社会科学研究』第47巻第4号，pp.87-107，1995.
- 11) Hobson, B. Solo Mother, Social Policy Regimes, and the Logic of Gender, Sainsbury, D. ed. *Gendering Welfare State*. pp.170-187, SAGE, 1994.
- 12) 永田 祐，「ひとり親家庭に対する政策理念の変化－イギリスとオランダにおける就労支援政策の比較から」，『社会福祉学』，第44巻第2号，pp.34-43，2003.
- 13) 山西裕美・伊藤良高・出川聖尚子，「『ひとり親家庭における子育てと家庭生活についてのアンケート調査』集計報告書」，2012.
- 14) 吉川徹，『学歴と格差・不平等』，東京大学出版会，2007.
- 15) 吉川徹，『学齢分断社会』，ちくま書房，2009.
- 16) 松田茂樹，「育児期の夫と妻のワーク・ファミリー・コンフリクト」，『家族社会学研究18(1)』，2006.
- 17) 佐藤毅，状況定義，森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』，有斐閣，1993.
- 18) 上野千鶴子，『ケアの社会学』，太田出版，2011.
- 19) 山西裕美・元木久男，「地方都市におけるひとり親家庭についての研究－親と子ども双方の福祉の保障をめぐる」，『熊本学園大学論集総合科学』，pp.101-135，2012.
- 20) 大沢真理，「三つの福祉政府体系と当事者主権」，上野千鶴子編著『ニーズ中心の福祉社会へ－当事者主権の次世代福祉戦略』，pp.178-199，医学書院，2008.
- 21) Sen, A. 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press = 池田幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討－潜在能力と自由』，岩波書店，1999.
- 22) 本田由紀，『「家庭教育」の隘路－子育てに脅迫される母親たち』，勁草書房，2008.